

西尾市食品ロス削減協力店登録制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、食品ロスの削減を推進するため、食品ロス削減の取組を実践する飲食店、宿泊施設、小売店、事業所等（以下「飲食店等」という。）を西尾市食品ロス削減協力店（以下「協力店」という。）として登録するとともに、その取組を広く周知することにより、市民及び事業者の意識の啓発を図り、市内で排出される食品ロスの削減に資することを目的とする。

（申請）

第2条 協力店への登録を希望する飲食店等の代表者（以下「代表者」という。）は、西尾市食品ロス削減協力店登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

（登録基準）

第3条 協力店の登録基準は、次に掲げる取組項目のうち1つ以上の取組を実践し、かつ市内に所在する飲食店等とする。

- (1) 小盛メニュー、量り売り等の適量注文が可能であること
- (2) 注文時に食品の重量が分かるような表示をすること
- (3) 賞味期限及び消費期限間近の食品の値引き販売をすること
- (4) 持ち帰り希望者への対応をすること
- (5) 30・10運動の推進をすること
- (6) 季節性食品を予約制とするなど需要に応じた販売をすること
- (7) その他食品ロス削減に寄与すると認められる取組をすること

2 次に掲げる飲食店等は、協力店として登録しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のあるもの
- (2) その他市長が協力店として不適当と判断したもの

（登録認定）

第4条 市長は、申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは西尾市食品ロス削減協力店登録認定通知書（様式第2号）にて通知するとともに、協力店認定掲示物（以下「掲示物」という。）を交付するものとする。

（協力店の役割）

第5条 協力店は、次の項目に取組むこととする。

- (1) 第3条の規定による取組を積極的に実践し、食品ロスの削減に努めること
- (2) 市から交付された掲示物を店舗内の見やすい場所に掲示し、取組内容について来店客等に対して積極的にPRし、周知を図ること
- (3) 市が実施する食品ロス削減に関する市民等への啓発に協力すること
- (4) 市が食品ロス削減の取組についてアンケート等の調査を実施する場合は協力すること

2 代表者は第2条の申請時点で前項に同意したものとする。

(協力店の周知)

第6条 市は協力店登録制度、協力店の取組内容等について、ホームページ等で広く周知するものとする。

(登録内容変更)

第7条 代表者は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに西尾市食品ロス削減協力店登録内容変更届（様式第3号）を、市長へ届け出なければならない。

(登録取消)

第8条 代表者は、取組内容を実施することが困難になった場合又は廃業等により、登録取消が必要な場合は、速やかに西尾市食品ロス削減協力店登録解除届（様式第4号）を、市長へ届け出なければならない。

2 市長は協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録認定を取消することができる。

- (1) 前項の届出があったとき
- (2) 協力店が事業を廃止又は休止したとき
- (3) 協力店としての登録基準を満たさなくなったとき
- (4) その他協力店として適当でないと市長が認めたとき

3 前項の規定により、市長が登録取消を決定したときは、西尾市食品ロス削減協力店登録解除通知書（様式第5号）にて通知することとする。

4 前項の規定による通知を受けた代表者は、掲示物を市長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、ごみ減量課長が定める。

附 則

この要領は、令和6年2月26日から施行する。